

社会保険の適用範囲拡大

2024年10月から社会保険の適用範囲が拡大されました。

今回の変更で追加となったのは下記の通りです。

【対象】従業員数 51人～100人 の企業等で働くパート・アルバイト

check



週の所定労働時間が20時間以上30時間未満

※フルタイムで働く従業員の週所定労働時間が40時間の企業等の場合

契約上の所定労働時間であり、臨時に生じた残業時間は含みません。

※契約上20時間に満たない場合でも、実労働時間が2ヶ月連続で週20時間以上となり、それ以降も続く見込みのときは、3ヶ月目から加入対象となります。

check



所定内賃金が月額8.8万円以上

基本給と手当の合計額です。残業代・賞与・通勤手当・臨時的な賃金等は含みません。

含まない例

- 1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等）
- 時間外労働、休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金（割増賃金等）
- 最低賃金に算入しないことが定められた賃金（精皆勤手当、通勤手当及び家族手当）

check



2ヶ月を超える雇用の見込みがある

check



学生ではない

※休学中、定時制、通信制の方は、加入対象となります。

●詳細は以下の URL をご覧ください（厚生労働省HP）

<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/koujirei/jigyonushi/taisho/>

*リーフレットやパンフレットの掲載あり